

遺伝的デザインの哲学

金森 修

はじめに

私は、この4、5年、ヒトの生殖系列を対象にした遺伝子治療や遺伝子改良という、かなり奇矯な話題について、何本か論攷を公表してきた。主な論攷だけでも、英語で3本(Kanamori, 2003, 2005a, 2005b)、日本語で4本(金森 2000, 2001, 2003, 2005a)にのぼる。日本語のものは『遺伝子改造』(金森 2005b)として、若干書き直した上で1冊に纏め、2005年10月に公刊した。この風変わりな話題にこれほど深く関わることになろうとは思っても見なかったが、いま一応の総括を提示した上で、この問題を見直してみると、この問題が、遺伝学の特異的な話題だけに絞られることなく、いろいろな論点を含んでいるということが分かる。それは、われわれの文化とは何かという問題一般にまでも関わってくるだけの射程の大きさをもっている。いうまでもなく、私は哲学系の人間として作業しているわけだから、遺伝学だけの内部に沈潜するというのではなく、具体的事例を起源として、波のように拡がる文化的波及効果や哲学的含意の方に主に興味をもっている。

議論の詳細は、上記の諸論攷を見ていただくしかない。ところで、議論の前提になっている介入可能性をひょっとすると総体的に瓦解させるかもしれない生物学的限界についても、近年の遺伝学は示唆し始めている。そうなると、designer child などの仮想事例は、ほぼ純粋に空想として留まり続けることになる。ともあれ、それは最終的には遺伝学的で医学的な決着を見るべき問題であり、また、現時点ではいずれにせよ決定的なことを言える段階にはない。だから、ここでは一定の介入可能性を論理的に担保した上で議論を進める。また、紙数の関係もあるので、論点を絞り込み、ヒトゲノムが操作の対象として開放

されるとして、その場合に人々の介入を大枠で規制する倫理原則はどんなものなのか、という問いを中心にして議論を組み立ててみたい。

1 改造の諸類型

(A) 拙稿でも既に論じてあるように、もしわれわれがヒト生殖系列に介入を始めるとするならば、その最初期の様相は、比較的明確な輪郭を帯びている。まず、その背景になる大量の動物実験がある。マウス・ラットを主に使うだろうが、可能的にはチンパンジーなどの高等霊長類を使うこともありうる。いずれにしても、最終的には人間自体を対象にした人体実験に入らざるを得ない。だが、この場合、被験者とはいっても、実際に影響を受けるのはその人の子どもや子孫だ。そして、彼らからインフォームド・コンセントを取ることは原理的にできない。だから、その利点とリスクを説明しようにも説明できないのだから、にもかかわらずそれが許される実験であるためには、被験者に或る重篤な遺伝病があり、それが子孫に多大の苦しみを与える可能性が高い場合にのみ許されるという限定がつけられるはずだ。それでも当然リスクは付きものということになるだろうが、現在でさえ、たとえば末期状態の患者に半ば実験段階の薬を投与するなどということはある。それがリスクを冒すに値する見返りの可能性を抱え込む限り、リスク自体の存在や、その行為全体の実験的性格は別に問題にはされない。そしてこの場合、もし遺伝子治療によって遺伝病が克服されるならば、その成果は、その後の世代に無際限に続くことになるので、その偉業の価値はきわめて高いと判断されるはずである。ともあれ、この最初の判断をもう一度確認しておく。ヒト生殖系列への介入の第一歩は、治療目的以外のものではありえない。

では、その後の行路を、思考実験的に展開してみよう。以下の論述は既出の拙論（金森 2005a, 2005b）と大幅に重なるが、重要な部分なので、ここでも再論しておく。

まず、その治療的介入が所期の目的を果たせず、子どもに思いがけない危害が加えられることが、幾つもの具体的事例で明らかになる場合。その場合は、その〈重

篤な遺伝病)がもたらすマイナス面と、介入起源の危害のマイナス面との比較がなされ、後者の方がむしろ大きいという評価が下されるとき、その実験は頓挫する。というのも、重篤な遺伝病でも、遺伝子操作しか手だてがないというわけではなく、先端的な通常医療でも或る程度のケアはできるからだ。このようなことが続くとき、生殖系列遺伝子改造は端的に実際の社会空間からは撤退し、SFのなかでかろうじて生きながらえるだけになる。

次の可能性。つまり、その治療的介入が、もちろん全部が最初からということはいえなくても、或る程度の効果をあげ、いくつかの重篤な遺伝病の出現比率が低くなるという実効性をもつに至る場合。その場合には、この遺伝子改造は重い遺伝病を各個撃破的に一つひとつ取り上げていくという壮大な研究計画として、しばらくの間、〈繁栄〉をきわめるはずだ。ただ、その場合でも、〈失敗事例〉に対する制度的ケアが問題になるだろう。まず考えられるのは、先端的な医療技術の導入時であるだけに、できる限り失敗はしたくないということで、普段にも増して綿密な検査が改造された初期胚や胎児に対して行われ、なにか異常が見つかり対処法が見当たらない場合には、中絶が行われるだろうということだ。ただ、その種の綿密な検査でも分からない異常が産出以降に見つかる場合は当然考えられる。その場合、その新生児の世話は、当該の親だけに任せるのは無理があるので、なかば公的な医療機関や支援機関によって独自のサポート体制を作るという手法が採用されるだろう。もちろん、この仮想的ケースでは、数多くの成功事例と、比較的少ない失敗事例という、全体としてみたときには介入に許容性を与えるような相互比率に留まるといことが前提なので、このサポート体制も、それほど大規模なものでもなくてもいいということになるはずだ。

こうして、失敗すれば頓挫し、成功すれば生殖系列遺伝子治療は続けられるという、なかば自明の確認をした。だがこの〈自明の確認〉は、次の段階に進むためには必要な確認だった。問題になるのは、この治療的介入が通常という意味での治療なのか、それとも治療以上のことなのか徐々に分からなくなるような状況がどんどん出てくるだろうということだ。

(B) たとえば正常な両親から成長ホルモン欠乏症の子どもが生まれた場合と、非常に身長の高い両親から正常な子どもが生まれた場合という2つのケースを考える。その二つとも、その子の成人後の予測身長値は約150cmだ。もし、その2つのケースにおいて、共に成長ホルモン剤投与療法が行われるとして、前者は〈治療〉で、後者は〈改良・強化〉(enhancement)ということになるのだろうか(Parens 1998)。前者の家族が子どもに治療を施すということに仮に反対する人がいたとして、その人の反対の理由付けとしては、その医療行為に内在する危険性が想定以上に大きなものだろうから、というようなものがあるだけだ。さて、その種の批判はあるかもしれないが、それでも治療なのだからということととにかく実際に実施され、その成功事例が徐々に増えていくとする。すると、その有効性を確認した後者のような家族が、少しでも高い身長を子どもに与えてやりたいと願い、ホルモン療法を受けようと決断するというにはならないだろうか。ところが、それは、治療とはいえずに単なる強化なのだから、とうてい正当化されないとして、両親の意向は拒否されるべきなのだろうか。またその場合、もし子ども本人が望んだ場合にはどうなるのか。このように、治療的実践の成果の存在自体が、治療の枠を破る改良的な医療行為への道を開いてしまうという構図が、否応なく透視されてくる。

もう少し考えてみよう。或る人が重大事故のせいで片足の膝から下を失ってしまう。ところが同時代の医療の粋を尽くした精巧な義足が装着される。その結果、その人は、かえってそれまでよりも若干早く走れるようになる。これは治療なのか、強化なのか。これは直接の契機は治療的なものだというのは確かだが、結果的には一種、強化的な効果をもたらす治療だ。また、怪我をしたその人を心配していた友人が、結果的にその人がかえって早く走れるようになったのを見て、怪我などはしていないのに、意図的に両足を切断し、その後で精巧な義足を切断部位に装着したいと望むとすれば、それは許されることなのだろうか。その人は、いわば自らの身体を〈サイボーグ化〉することを願望するということになる。だが、この事例の場合、それによって迷惑をこうむる他者がいるとは考えにくい。

今後、このような事例はどんどん出てくる可能性がある。治療は、自らの洗練化

というまさにその事実によって、その適応可能性を広め、それは結果的に、従来の健康概念を変えていく。つまりそれまでごく普通の正常な健康状態と見なされていたものまでもが、単に事実的に健康なだけであり、理想的・可能的にはさらに一層強固な健康状態を実現できるという思想的・技術的援護を受けるようになる。こうして、治療は、現在の目で見ると強化・改良的な行為となし崩し的に一体化していくことになる。病人は、健康な普通人と、健康な普通人は〈スーパーマン〉と重なり合い、融合し合い、境界を量かし合っていく。

(C) さて、それでは、

i 生殖系列遺伝子治療が遺伝病対策として或る程度成功するという事実が順調に蓄積された状態 (A)で論じたこと

ii 治療がそれ自身の境界をなし崩し的に乗り越えながら、治療以上の改良・強化的側面と融合する場面が幾つも出現する事態の浮上 (B)で論じたこと

——この二つを前提条件とした場合、次の段階がどうなるかを考えてみる。この条件を満たす状態になった時点、またそれ以降に展開されることを含めて、C段階と呼んでおく。

条件 i から、生殖系列への介入自体に対する反発や違和感はそうとう減っている、と推定できる。また条件 ii から、そもそも治療という概念自体が、大きな揺れを起こし、どこからどこまでが治療なのか、そもそも何が治療なのかということまでも、常識的な自明性を失い始めていると推定できる。拙論(金森 2005a)では、このC段階に出現しうる多様な改造として、以下のようなものを想定しておいた。

a) 人体の纏まりや心理的一体性に大きな毀損を加えない装飾的な改造(ここでは、議論の都合上、失敗の可能性については当然の前提とする。失敗例が増えれば、当然、この種の行為には制動がかかる。以下も同様である)。ちょうど現在でも、ボディ・ピアッシングやタトゥーなどで身体に装飾的付加を与えることにあまり禁忌感をもたない人々がいるのと同じように、C段階では、生命維持にそれほど大きな意味を持たず、別に α という所与が α ではなくても困らないような周辺的な身体事実に手を加える可能性がでてくるという問題だ。たとえばわれわれは黒い目をも

つが、この色が黒でなければ生きてはいけないというようなものではない以上、目の色を変える操作を子どもに加える、というようなたぐいの介入可能性がでてくる。青い目をもつ日本人、またはそれまで人類にはないような目の色をもつ人間の誕生だ。ただ、この場合、少なくとも最初期にはその種の子どもは少数派になるし、子どもへのインフォームド・コンセントはもちろんとれないわけだから、否定的評価を受ける可能性は小さくない。それでも、或る特殊な信念をもつ人々がこれを強行した場合、それが〈身体的危害〉に当たるかどうかは微妙な問題であるだけに、絶対にこんなことは起こらないとまでは断言できない（私の議論は、まず政治的にはリバタリアンな風土を前提にしている。そして、その場合、自分がどうこうするというよりは、誰かが特殊な改造をした場合に、その人の自由を侵害してまでも、その改造に待ったをかけるだけの根拠はどこにあるのか、という作り方になっている）。確かに、目の色などは装飾的価値しかもたないともいえるので、大した重要性はなく、むしろ〈碧眼金髪〉などという言葉が、或る特定の文化的優位性をもつとでもいうかのような事態が、自由な改造の頻出によって無意味になる方が文化的には健全なのだ、とっていえないこともない。黒い目をしたスウェーデン人や青い目をした中国人で溢れている方が、〈碧眼金髪〉でなければ〈高等人種〉ではない、などというような世界よりはましではないか、と。——この話が、ほぼ連続的に次の事例にわれわれを導く。

b) a)と良く似た、ただし反転した事例も考えることができる。改造企図の根源が、社会的で歴史的な成分を強くもつタイプの改造の出現である。まさに目の色をランダムに変えるというのではなく、歴史的にみて〈プラスの価値〉を担っていた〈碧眼金髪〉の方向に近づけるという改造だ。目の色同様、髪の色も、別に所与の状態でなければならないとはいえないのだから、どうせ改造してもいいのなら、歴史的にみて有利だった金髪に変えた方が子どものためになるか、と考える親たちの出現である。映画『白いカラス』（2003）での、白人の肌に見紛うような肌をもつ黒人のことを思い出して欲しい。彼は、最終的には失脚するとはいえ、比較的高い社会的地位をもっていた。もし、黒人が、自らの肌の色のせいで社会生活に不利だと感

じ続け、もし皮膚の色が自分のアイデンティティ破壊には繋がらないと考える人が増えるなら、彼らのかかなりの数の人々が肌の色に改造を加え始めるなどという事態が、絶対に来ないとは言いきれない。いうまでもなく、黒人には彼ら独自の文化的アイデンティティがある。だが、肌の色のせいで理不尽な差別を受けることを苦々しいと感じる人が多いのもまた事実のはずだ。黒い肌は、まさに自分たちのアイデンティティと考え、黒い肌と彼らの音楽、服装、身体能力が密接に関わっていると考えるなら、こんな改造はしないだろう。だが、もしそうではなく、音楽、服装、身体能力などを十全に保護しながらも、若干肌の色を白人的なものに近づけるくらいは、どうということはない、と考える人もいるかもしれない。後者のような考え方をしている人がいる可能性がある以上、一定程度の黒人たちが、この種の介入に手を染めるといえるのは考えられないことではない。

c) 前の事例が社会的起源をもつ改造群だというのなら、今度は環境問題に関係した改造群だ。未来の環境劣化を見越して、かなりSFめくが、それほど笑えない事例として次のようなものが考えられないか。たとえば重金属の排泄機構の強化、または重金属への防御機能 (cf. メタロチオネイン) の強化という改造。放射能耐性は、当の放射能がまさに遺伝子に大きなダメージを与えるものであるだけに、遺伝子設計の目的としては難しいかもしれない。だが、重金属対策だけではなく、より少ない食料摂取量でも延命可能なように生化学的調整をする、などというように、他にもまだいろいろな手法はありうるだろう。いずれにしろ、より厳しい環境のなかでなんとか生き延びるという方法を探るなかで、未来人たちがこの種の改造に手を染めることは絶対にありえない、とはいえない。

d) より本来的に医学的で、ただし治療・虐待、改良・改悪の境界がより不明確な仮想事例も幾つも考えることができる。ここでは、あまりにSF的になるのを避けるために、現在すでに取り沙汰されたことのある例を二つあげて、それらの敷衍・延長・極端化の過程のなかに、問題性の在処を探ってみよう。

1990年代前半に、オランダの或る家系から暴力や攻撃行動に関係する遺伝マーカーが見つけたとして、一時期ずいぶん話題になったことがある。それはセロト

ニンの代謝に関係するモノアミンオキシダーゼAという物質の変異をめぐるものだった (cf. Wasserman 2001: chap.1)。もしその遺伝子が特定されるなら、その遺伝子に改変を加えることによって攻撃性の発現を少なくするなどということではできるのだろうか。そしてそれが技術的に可能だとして、そもそもそんなことをしてもいいのだろうか。

もう一つ、似たような事例を。セロトニン・トランスポーター (セロトニンの再取り込みをする部分) に見られる多型が、人の情動のあり方に関わるという学説である。第17染色体上の5-HTTLPRという部分は5-HTTという遺伝子の活動を制御している。その1つまたは2つのS型アリル (対立遺伝子) をもつ人は、2つのL型アリルをもつ人よりも、なにか嫌なことがあったときに、より鬱状態になりやすいというのだ。この場合、子どもがそれほど簡単に鬱状態にはならないように、と、親はL型アリルをもつような改造をしてもいいのだろうか。

この2つの事例は、攻撃性、躁鬱状態の傾性というように、社会的成分も含む気質に関する問題だといえる。これを改造の対象にしてもいいのだろうか。もちろん、まずは科学性の問題がある。つまり本当に科学的にみて、攻撃性関連遺伝子、鬱関連遺伝子があるということが正しいのかどうかの慎重な査定が必要だ。いま、それが或る程度確認されたとする。その次によく、この種の情動調整的な改造をしてもいいかどうか、という問題になる。確かに、〈攻撃的で陰気な人間〉よりは、〈朗らかで社交的な人間〉の方が好ましく、社会的にも有利さが増すようにも思える。だが、ウィットコウアーの古典『数奇な芸術家たち』 (Wittkower 1963) を見ても推察されるように、古来、メランコリーがちな人間たちのなかから、数多くの優れた芸術家や科学者たちが輩出したという事実もある。たとえば水素の発見等で有名な、あのキャベンディッシュ (Henry Cavendish, 1731-1810) は、生涯ほとんど誰ともまともな付き合いをしないほどに含羞癖や孤独癖が強い人だった。確かに、面白い人生だったとはいえないのかもしれないが、しかしそれは彼自身にとって見ればそうではなかったのかもしれない。それに、歴史に名前を残すほどに大切な仕事をして、われわれ人間の文化を豊かにしてくれた。陰気で孤独癖をもつ人間

という描像は、気楽な社会的調整の対象にはならない、人間の複雑さを表す重要な徴表なのかもしれない。また、陰気さや非社交性は、集中力や一貫した関心の持続にとっては、むしろ好ましい精神的特性なのかもしれない。だからこの種の人間がいたとしても、それが非難や矯正の対象になるとは必ずしもいえない。ましてや、それを〈改良〉するための遺伝子操作などは、とうてい許されない。とりあえずはこのようにいえるように思える。

だが、遺伝子改造論で私が一貫して取る政治的スタンスはリベラルなものなので、もし或る両親がこの種の情動調整的介入を試みたとしても、それがその子どもに対して明らかな〈危害〉になると認定されるというのでもない限り、なかなか外部的規制を加えにくいとも考えられる。陰気で孤独癖をもつ可能性を減らしたからといって、そのことによって、その子が科学や芸術で素晴らしい成果をあげられる可能性が低くなったとまではいえないからだ。——この問題は、あまりに微妙で繊細な精神的特性に関わるものなので、当然、関係者には慎重さが期待されるが、いずれにしろ、これが許容・不認可の境界線で長らく浮動し続ける難しい事例だということは、いまの簡単な分析からでも明らかなはずだ。

e) それに比べると、もう少し明確な際どさを抱えた改良が構想できる。次の具体例で考えてみよう。最近、ときどきマスコミでも話題になり始めている難しい自閉症の一種、アスペルガー症候群の例に依ってみる。その症候群の症状は複雑で、きわめて微妙なずれやぶれを含むが、社会性の障害、コミュニケーションの障害、想像力の障害というようにも纏められる。一人遊び、特定のものへのこだわり、他者への気遣いの欠如、言葉のオウム返し、ぎこちない態度など、複雑で一言では捉えがたい病像が描かれる。その記載は多くの場合大変興味深いのだが、ときどき少し気になる記述に行き当たる。たとえば、アスペルガー症候群の症状を思わせる特定分野への集中、頑固な反復性、社会的孤独癖等という精神特性は、或る種の重要な文化的活動をした人々にも見られる特性だったという記述だ。もっとはつきりいえば、たとえばワイトゲンシュタインなどは、実はアスペルガー症候群だったのではないか、というような病跡学的記載が見られるという事実だ (Gillberg 2002: chap.

15)。ここで、こんな微妙な症状をだす症候群が簡単な遺伝的規定をもつはずはないという直感を保持しつつも、或る技巧的思考実験によって、次のような問いかけをしてみる。もし万一、未来においてアスペルガー症候群を規定する複数の遺伝子群がほぼ特定されたとする。その場合、ウィトゲンシュタイン・クラスの〈天才〉として自分の子どもが人生を送って欲しいから、と、故意にアスペルガー症候群になる可能性がある遺伝子型に、自分の子どものそれを改造するということは、その子の尋常ならざる未来に対する賭け的な企図なのか、それとも明らかな迫害なのか、いったいどちらなのだろうか（これは思考実験なので、技術的にそんなことはできるわけではないという直感は、棚上げにする）。社会生活が若干困難になる可能性を引きずりながらも、或る特定分野への才能の特化の可能性もないとはいえないような改造。これは悪いことなのか、それともかなり冒険的とはいえ、必ずしも悪いとはいえないのか。

この私の問いかけに対しては、別にアスペルガー症候群の患者に対する差別感の表白云々ということではなく、やはり多くの人が違和感を感じるはずだ。その違和感の根拠は、やはり、そんなことをすれば子どもの経験可能性を或る特定の未来に誘導する狭さと特異性を与えるからだ、一応考えられるからだと答えておくことができる。それは、そんなことをしても本当に天才的人物になれるかどうかわからないから、というよりは、仮にそれによって天才になったとしても、そんなことを最初から軌道づけることは良くないことだと考えられるから、という理由付けに基づく判断だ。

f) さらにほもっとあからさまな問題性を抱えたものも、その気になれば幾つでも構想できる。かつて、ディドロは、植民地奴隷や貧民を下級単純労働に就かせるなどということをしてしないで済むようにと、山羊と人間との中間雑種を造り、彼らを召し使いとして使えばいいではないか、と示唆したものだ (Diderot 1769)。それ以外にも、例えば知能水準を低く設定して、下級単純労働に就かせるようにすること、体力を尋常ならざるものにする代わりに寿命をきわめて短く設定し、危険労働や戦闘に従事させるというような blade runner シナリオなどが、直ちに想像でき

る。ただ、美貌を与えて女優にしようとする、長身にして特定のスポーツ選手にさせようとするなど、思いの外、子どもの人権侵害にはならない可能性がある、とかつて私は拙論で論じておいた（金森 2000）。ともあれ、この山羊召使いや、blade runner シナリオを実現に移しても問題ない、と考える人はいないはずだ。

ということは、つまり、われわれは、今後の仮想的な改造群を単に、治療の成功・不成功という医学的規範に則して判断するのではなく、なんらかの倫理的規範に即して判断するだろうということを意味している。仮に遺伝子治療が絶大な成功をおさめるようなことがあったとしても、だからといって、地滑りの「何でもあり」の状態にはならないだろう。あまりに自明のことながら、われわれの子どもや子孫は、別にわれわれの持ち物ではないのだから。だから、次に、ごく簡単にながら、生殖系列遺伝子改造を社会的に許容可能なものにするに当たり、最低限これだけは守るべきだと思う倫理原則を提示してみたい。

2 改造時代の倫理原則

いま「ごく簡単に」述べる、と書いた。そうなのだ、この倫理原則については、あまり余計な注釈を加えない方がいい。この倫理原則はC段階に入って以降、とりわけ重要性を帯びてくるものだ。改造に当たり、以下の3つの原則が、不可侵の大原則だと考えられる。

- i 子どもの自由 (liberty) の保護
- ii 子どもの自律性 (autonomy) の保護
- iii 子どもの統合性 (integrity) の保護

以上である。そして、もしこれに違反することを医療機関や特定の個人が行ったことが明らかになった場合には、倫理的非難を浴びせるだけではなく、罰金や監禁等の可能性を含む刑事罰の対象にすべきである。だから、ガイドラインのような関係者の内部規範でお茶を濁すのではなく、その法的基盤を整備するために、明確な対象限定をもち特別に詭えられた法律を作る必要があるだろう。また、もしこの種

の改造が社会のかなり広範な部分に拡がっているとすれば、本当にこの規範が遵守されているのかどうかを専門に調査し、監視する公的機関も必要になってくるかもしれない。

確かに第1節(C) b)で取り上げた装飾的改造のように、両親がそれなりの熟慮と確信に基づいて行っている場合、上記の三条件に明確に違反しているか否かがなかなか見えにくいものもある。また、(C) d)で述べたような、対環境汚染用の改造の場合、環境劣化が破局的なものになり、それに対する一種緊急避難的な色彩の遺伝子改造が行われるときには、これらの倫理原則に抵触してもやむを得ないと判断されることもありうる。だが、だからといって、この三条件の重要性が揺らぐことはない。この倫理原則に抵触するかしないかが見極めにくくても、それが明らかに抵触するかしないかをチェックし続けることで問題性は回避できる。また後者の緊急避難的な原則との抵触も、それがあくまでも緊急避難だということのなかに、その例外性や特殊性が含意されているので、それによって倫理原則全体の普遍性が揺るがされることはない。仮に緊急対応の場合にも、倫理原則からの離反は、質・量ともに、最小限に抑えられる努力がなされるはずだ。

自由と自律性という概念の相違については若干不明確かもしれない。強いていえば、後者は子どもが自分を主体的エージェントとしていつも感じることができるような状態という意味を中核としてもつ、という意味で、前者よりも若干特定の性格の強い狭い概念だといっているだろう。また〈統合性〉という概念は少し分かりにくいかもしれない。それは或る種の調和、全体の纏まりのようなものを意味している。だからたとえば極度に高い知性を改造で多くの人間に付与するなどということをしてはいけない、ということがこの条件から帰結する。〈極度に高い知性〉は、人間精神のこれまでの、かろうじての纏まりを破壊し、解体する可能性を孕むからである。その一方で目の色の改変などは、統合性を明らかに破壊しているとはいえない、という判断が可能だ。

もし技術が円熟し続けるなら、明らかに治療的な改造は繁栄を極めるだろう。だが、それを除いた段階で、この三条件にたえず注意を払いながらでしか改造を試み

てはいけないということになると、強化的な改造が徐々に出現し始めるとしても、事実上、その種類は比較的限られたものに留まるだろう。それは生物学的強化という特徴にほぼ縛られるはずだ。

大山鳴動して鼠一匹、と思う読者も多いに違いない。だが、どこに、最も大きな議論場の構築性があったのかを見極めてみて欲しい。それは実は、「あれこれという生殖系列改造はしてはいけない」という倫理細則による拘束のなかにではなく、「生殖系列改造を絶対の悪と考えてはいけない」という哲学的開放のなかにあった。人体という〈所与〉は純粋な所与性からは離脱し、われわれの文化的判断が作り出す〈作品〉になるのだ。

人体でさえ、そのような意味での設計の時代に入るとき、われわれの文化の質が、本当に繊細で上品なものであり続けるためには何をしたらいいのか、または何をすべきではないのか、この本当の意味で哲学的な含意をもつ問いかけが、いままさになされようとしている。そしてその場合、自然がわれわれのゲノムをこのように造ってくれたのだから、そのゲノムの理に合わせて、われわれの身体を作り直す必要がある、と考えるのではなく、ゲノムの自然性はもちろん念頭に置き、その論理の統辞を理解しながらも、人間が長年築き上げてきた文化を保護し、敷衍し、強化し、増幅させるような方向で、ゲノムを彫琢するという判断が、最終的には勝つだろう、と私は予想している。自然主義は、敗北するのだ。自然が自分の論理を開示することで文化を付き従えるのではなく、文化が、自然の論理を自家菜籠中の物として、それを自分の良いように変えていく、ということである。私があえて、やや奇矯な執拗さで何年間もこの話題を追求してきたのは、それらの議論を通して、この文化的自覚を読者と分かち合いたいという願いがあるからだった。設計企図が自分自身に反射し、それが文字通りの意味で肉化する時代。われわれの近未来は、そんな時代になっているはずである。

（なお、本稿は既出の拙論（金森 2005a）と大幅に重複する文章から成り立っている。だが、そこで論じた内容はこの話題についての重要な論点を含むと考えているので、違う場所にも公表しておいた方が、より多くの人々の目に触れ

る機会があるだろうと考え、あえて再利用しておいた。ご了承ください。))

文献

- 金森 修, 2000, 「遺伝子改良の論理と倫理」現代思想, 28, 10: 98-117.
- 金森 修, 2001, 「遺伝子改造社会のメタ倫理学」現代思想, 29, 10: 74-98.
- 金森 修, 2003, 「リベラル新優生学と設計的生命観」現代思想, 31, 9: 180-202.
- 金森 修, 2005a, 「設計の自己反射・離陸する身体」現代思想, 33, 8: 99-113.
- 金森 修, 2005b, 『遺伝子改造』勁草書房.
- Diderot, Denis, 1769, *Le Rêve de d'Alembert*.
- Gillberg, Christopher, 2002, *A Guide to Asperger Syndrome*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Kanamori, Osamu, 2003, "Philosophy of Genetic Life Designing", *Jahrbuch für Bildungs- und Erziehungsphilosophie*, 5: 59-81.
- Kanamori, Osamu, 2005a, "Cultural Attendance on *Homo Geneticus*", *Journal of International Biotechnology Law*, 2, 1: 34-40.
- Kanamori, Osamu, 2005b, "Lingering Dawn of *Homo Transgeneticus*", *Journal of ELSI studies*, be printing.
- Parens, Erik ed., 1998, *Enhancing Human Traits: Ethical and Social Implications*, Washington D.C.: Georgetown University Press.
- Wasserman, David, and Wachbroit. Robert ed., 2001, *Genetics and Criminal Behavior*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Wittkower, Rudolf, and Wittkower, Margot, 1963, *Born under Saturn*, London: Weidenfeld & Nicolson.

(かなもり おさむ/東京大学)